

量販店等における埼玉県産農産物の魅力発信事業補助金 公募要領

埼玉県では、埼玉県育成品種を始めとする県産農産物（以下「県産農産物」という。）の継続的な売上向上に向けて、量販店等が行う県産農産物の販売促進活動等の実施及び産地へのフィードバックを支援するため、以下のとおり補助事業を実施します。

なお、本事業は「量販店等における埼玉県産農産物の魅力発信事業補助金交付等要綱」（以下「要綱」という。）その他関係規程に基づき実施しますので、関係資料を熟読の上、応募してください。

1 対象事業者

本事業の事業実施主体は、食品関連事業者であって、次のいずれかの要件を満たす者とします。

- ・ 売場面積が1,600㎡以上の店舗数が総店舗数の半数を超える事業者
- ・ 売場面積が1,200㎡以上1,600㎡未満及び1,600㎡以上の合計店舗数が総店舗数の半数を超える事業者

2 対象となる事業等の要件

補助対象となる事業等は、次の項目の全てを満たす必要があります。

(1) 量販店等が行う販売促進活動等であって、県産農産物の魅力発信につながる次のような取組を想定していること。

- ・ 県産農産物の特設コーナーの設置やフェアの開催
- ・ チラシやポスター、のぼり等の販促資材の制作
- ・ 新聞折込チラシやテレビ、ラジオ、WEB等による広告費
- ・ パッケージングの試作
- ・ 販売促進のための試食等の実施
- ・ 販売促進活動のためのマネキン（推奨販売員）の活用
- ・ 販売促進活動等の実施に伴うアンケート等の実施

また、取組による成果（対象とする県産農産物の販売数量や販売額の前年比、前年同月比など）のほか、取組を通じて消費者の声や商品づくりの改善点などを把握するよう努めること。

(2) 事業実施主体は、当該補助金の活用による販売促進活動等を通じて得られた情報について、事業実施主体において産地へのフィードバックを行う場を設けるか、又は県が設定する場において当該情報を共有することにより、より魅力ある県産農産物の販売促進につなげること。

(3) 補助事業については、対象とする県産農産物が「埼玉県産」であることを明示するとともに、当該補助金を活用して特別に実施する販売促進活動等が対象となること。また、単なる県産農産物の紹介に留まらず、対象とする県産農産物や当該県産農産物の産地・生産者等の魅力が十分に伝わる事業内容とすること。

- (4) 補助事業の対象とする県産農産物には、下表の県育成品種について、事業実施期間を通して1品目以上を含めること。

品目	名称
梨	彩玉
米	彩のかがやき
米	彩のきずな
いちご	かおりん
いちご	あまりん
いちご	べにたま

- (5) 県産農産物の調達に当たっては、卸売市場関連事業者等と連携を図り、補助事業の完了後においても、実情に応じて、県産農産物を継続的に取り扱うよう努めること。
(6) 実績報告時に、仕入れや売上等根拠資料が提出できること。
(7) 補助金受領後に、補助金に関する立入検査等を行う場合があることを承諾すること。

3 補助対象経費

県産農産物の魅力発信事業に要する委託費、広報費、試作費、試食等サンプル経費、調査費、販売員手当、印刷製本費、消耗品費、その他本事業を実施するために直接必要な経費として知事が必要かつ相当と認めるものが補助対象経費となります（詳細は別紙参照）。
なお、補助対象経費となるか判断がつかない場合は、事前に御相談ください。事後的に報告があっても、対象外経費である場合は自己負担となりますので、御注意ください。

4 補助率等

補助対象経費の1/2とし、補助上限を100万円とします。なお、交付決定額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てます。

5 事業実施期間

交付決定日から翌年3月10日までとします。

6 申請書類の作成及び提出等

(1) 受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月18日（金）まで

※ 申請に当たっては、必ず「10 お問合せ」の担当に事前相談を行ってください。

(2) 提出書類

- 要綱様式第1号 量販店等における埼玉県産農産物の魅力発信事業補助金
交付申請書
- 同 別紙 事業実施計画書
- 要綱別表2に記載された添付資料

- ・ 要綱様式第3号 交付決定前着手届 ※事前着手が必要な場合
- ※ 提出書類の様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/burando/ryouhantentou_hozyokin.html

(3) 提出方法・提出先

原則として、以下のアドレス宛てに電子メールで提出してください。やむを得ない場合は、以下の宛先まで持参又は郵送（期日までに必着）してください。

<メールの場合>

提出先：a4105-05@pref.saitama.lg.jp

（埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当）

件名：「(企業名) 埼玉県『量販店等における埼玉県産農産物の魅力発信事業補助金』交付申請」としてください。

<持参又は郵送の場合>

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話 048-830-4111

※ 封筒には「埼玉県『量販店等における埼玉県産農産物の魅力発信事業補助金』交付申請書類在中」と明記してください。

7 採択

(1) 採択予定件数

5者を予定しています。

(2) 採択の方法

予算の範囲内で交付するため、予定件数を上回った申請があった場合は、事業実施計画書を基に選考を行います。なお、受付期間内に予定件数に満たなかった場合、その後の採択は先着順で行います。

8 スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。ただし、申請件数により変更することがあります。

- ・ 交付申請の受付期間 令和5年8月1日～令和5年8月18日
- ・ 交付決定通知 申請書類を受理・審査の上、通知
- ・ 事業の開始 令和5年8月～（予定）

※事業開始は、交付決定日以降となります。補助事業に係る契約・発注等は、必ず交付決定後に行ってください（交付決定前着手届の提出があった場合にはこの

- ・ 事業の完了 限りでない。
令和6年3月10日まで
※事業実施期間は、取組に係る経費の支払を全て終わられる期間としてください。事業実施期間外に支払った経費は補助対象外となりますので御注意ください。
- ・ 実績報告書の提出 事業を完了した日から1か月を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日まで
- ・ 実績報告書の確認・検査 令和6年3月下旬
- ・ 補助金の額の確定通知 確認・検査後
- ・ 精算払請求書の提出 補助金の額の確定後
- ・ 補助金の交付 精算払請求書の提出後

9 留意事項

本事業の対象となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 補助事業実施期間中において、県から事業の遂行状況の照会があった場合には、報告書を提出してください。
- (2) 対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう県から連絡します。
- (3) 補助金の支払については、原則、補助事業者から実績報告書の提出を受け、事務局において補助金の額の確定をした後の精算払となります。
- (4) 実績報告に基づき、必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費として認められたものに限り、支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- (5) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

10 お問い合わせ先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

販売対策・6次産業化担当 高橋・福田・磯貝

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話：048-830-4111

E-mail：a4105-05@pref.saitama.lg.jp

別紙

区 分	内 容	留意事項
委託費	販売促進活動の企画等を委託する場合の経費	
広報費	新聞（チラシの新聞への折り込み代を含む。）、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用した宣伝（掲載料、撮影料等）に要する経費	
試作費	パッケージングの向上への取組に伴う試作品を作るための版代等に係る経費	
試食等サンプル経費	販売促進活動のための試食用食材や試食のための箸や皿等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対して、無料で提供する試食等サンプル（本事業の対象とする県産農産物に限る。）に係る経費を補助対象とし、金銭を徴収する場合は対象外となること。
調査費	取組の効果を測定するための消費者の意識調査、アンケート等に係る経費	
販売員手当	販売促進活動のためのマネキン等に支払う経費	
印刷製本費	チラシやポスター、のぼり等の販促資材作成（デザイン費を含む。）に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシやポスター、のぼり等の販促資材は、必ず「埼玉県産農産物」であることが伝わるデザインにするとともに、県産農産物や当該県産農産物の産地・生産者等の魅力が効果的に伝わるように、内容を十分精査した上で作成すること。 ・チラシやポスター、のぼり等については、事業期間内に配布等できる量を発注するものとし、次年度以降の分を含めて大量発注したり、既存のものを追加発注することはできないこと。 ・チラシ等において、補助対象以外の商品と併せて掲載する場合には、本事業の対象とした品目の内容の面積に応じて按分した費用を補助対象とすること。

区 分	内 容	留意事項
消耗品費	販売促進活動等に必要な消耗品の購入に係る経費	・本事業に直接必要となるものに限り、事業目的にそぐわないものや他事業にも転用しようとするものは対象外となること。
その他	本事業を実施するために直接必要な経費として知事が必要かつ適当と認めるもの	